

【参考】地方自治法施行令及び佐賀県財務規則

(入札保証金)

佐賀県財務規則第103条 収支等命令者は、一般競争入札、指名競争入札及び競り売り（以下「競争」という。）を行うときは、競争に参加しようとする者に当該参加しようとする者が見積る契約金額の100分の5以上に相当する金額の入札保証金を納入させなければならない。ただし、単価により競争を行うものについては、競争の目的となる給付の種類、数量、期間等に応じて別の定めをすることができる。

(契約保証金)

佐賀県財務規則第115条 収支等命令者は、契約をするときは、契約の相手方に対し、当該契約に係る金額の100分の10以上に相当する額の契約保証金を納付させなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りではない。

(無効入札)

佐賀県財務規則第110条

競争について次の各号のいずれかに該当する者が行った入札及び競り売りは、無効としなければならない。

- (1) 参加する資格のない者
- (2) 当該競争について不正行為を行った者
- (3) 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- (4) 一人で2以上の入札をした者
- (5) 代理人でその資格のない者
- (6) 保証金を納入しない者及び保証金の納入額が不足する者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(入札の中止)

佐賀県財務規則第108条

収支等命令者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止しなければならない。

- (1) 競争に参加し、及びこれに関係を有する者が、共謀結託その他の不正行為を行い、又は行おうとしていると認めるとき。
- (2) 地形又は工作物の変動により、その目的を達成することができなくなったとき。
- (3) 工事の廃止又は変更その他必要があると認めるとき。

【参考】地方自治法施行令及び佐賀県財務規則

(一般競争入札の開札及び再度入札)

地方自治法施行令第167条8

一般競争入札の開札は、第百六十七条の六第一項の規定により公告した入札の場所において、入札の終了後直ちに、入札者を立ち合わせてしなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、一般競争入札において、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提出することにより行われる場合であって、普通地方公共団体の長が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、入札者及び当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせないことができる。

3 入札者は、その提出した入札書（当該入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

4 普通地方公共団体の長は、第一項の規定により開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（第百六十七条の十第二項の規定により最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき）は、直ちに、再度の入札をすることができる。

(昭三八政三〇六・全改、平一五政二八・平二三政四一〇・一部改正)

(一般競争入札のくじによる落札者の決定)

地方自治法施行令第167条9

普通地方公共団体の長は、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(昭三八政三〇六・全改)

(随意契約)

地方自治法施行令第167条の2

1 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約ができる場合は次に掲げる場合とする。

(1)～(7)略

(8)競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。